

市第85号議案

令和6年度横浜市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度横浜市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45,640千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,937,953,681千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

（繰越明許費）

第4条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表 繰越明許費」による。

令和6年12月6日提出

横浜市 長 山 中 竹 春

提 案 理 由

消防費等を補正したいので提案する。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
21 寄附金		5,422,823	28,000	5,450,823
	1 寄附金	5,422,823	28,000	5,450,823
23 繰越金		455,056	△ 11,640	443,416
	1 繰越金	455,056	△ 11,640	443,416
25 市債		106,623,000	△ 62,000	106,561,000
	1 市債	106,623,000	△ 62,000	106,561,000
歳 入 合 計		1,937,999,321	△ 45,640	1,937,953,681

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
16 消防費		43,553,867 <sup>千円</sup>	△ 32,538 <sup>千円</sup>	43,521,329 <sup>千円</sup>
	1 消防費	43,553,867	△ 32,538	43,521,329
17 教育費		285,994,707	△ 13,102	285,981,605
	8 教育施設整備費	35,049,295	△ 13,102	35,036,193
歳 出 合 計		1,937,999,321	△ 45,640	1,937,953,681

## 第2表 債務負担行為補正

## 追 加

事 項	期 間	限 度 額
六浦住宅解体工事請負契約	令和7年度から 令和8年度まで	限度額 290,000 千円
野庭住宅（I街区）建替事業事 業契約	令和7年度から 令和13年度まで	限度額 4,600,000 千円
野庭住宅（J街区）建替事業事 業契約	令和7年度から 令和23年度まで	限度額 15,000,000 千円
樽町中学校体育館等改修工事請 負契約	令和7年度	限度額 620,000 千円
エレベーター設置工事請負契約	令和7年度	限度額 270,000 千円

## 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
東部方面斎場（仮称）昇降機設備工事請負契約	令和7年度から令和8年度まで	限度額 510,000千円	令和7年度から令和8年度まで	限度額 680,000千円
消防車両製造請負契約	令和7年度	限度額 220,000千円	令和7年度	限度額 280,000千円
万騎が原小学校建替工事請負契約	令和7年度から令和8年度まで	限度額 3,400,000千円	令和7年度から令和9年度まで	限度額 4,400,000千円
給食室改修工事請負契約	令和7年度	限度額 620,000千円	令和7年度	限度額 710,000千円

## 第3表 市債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設整備費	3,088,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。	7.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。	3,039,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。	7.0%以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
小・中学校整備費	9,021,000	起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。	9,008,000	起債の時期は令和6会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額にすることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	106,623,000				106,561,000			

第4表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
16 消防費	1 消防費	消防車両購入費	千円 28,000
設 定 額 合 計			28,000